

事業主様へ

1. 令和3年3月以降交付の健康保険証に「枝番」が追加されます

令和3年3月のオンライン資格確認システム導入（下記、※1 参照）に伴い、個人単位の識別が必要になるため、**令和3年3月1日以降交付分**（新規取得、扶養追加、再発行など）からの健康保険証には、記号・番号の後に「**枝番**」（個人を識別する2桁の番号）が追加されます。

なお、現在お手持ちの2桁の枝番のない健康保険証は、そのままお使いいただけますのでご安心下さい。

＜ ※1 オンライン資格確認システムとは？ ＞

医療機関などで健康保険組合の加入資格がオンラインで確認できるしくみです。

各人のマイナンバーと健康保険の加入資格がリンクして一元管理されるため、現在お手持ちの健康保険証に加えて、①マイナンバーカードでも医療機関などで受診できるようになります。

また、加入者にとっても、②自身の医療費が確認できる、③薬の服用の重複を防ぐ、④健診結果を経年で把握できるなどのメリットがある制度が始まる予定です。

（①～④については、マイナポータルへの手続きが必要となります。）

なお、健康保険組合に届出済のマイナンバー（ご本人・家族）に誤りがあるとオンライン資格確認システムへの正しい登録ができませんので、マイナンバーの誤りや変更がある場合は、事業主を通じて、すみやかに届出いただきますようお願いします。

2. 短時間労働者に対する健康保険の適用が拡大されます

＜令和4年10月・令和6年10月実施＞

通常の労働者の所定労働時間又は所定労働日数が4分の3未満で週20時間以上働く、下記「**短時間労働者**」に係る厚生年金保険（企業年金基金）や健康保険の適用条件が段階的に適用拡大されます。

現在（平成28年10月から）		令和4年10月から		令和6年10月から
① 週の所定労働時間が20時間以上		① 変更なし		① 変更なし
② 雇用期間が 1年以上 見込まれる	➡	② 2カ月以上	➡	② 2カ月以上
③ 賃金の月額が8.8万円以上		③ 変更なし		③ 変更なし
④ 学生でないこと		④ 変更なし		④ 変更なし
⑤ 被保険者数が常時 501人以上 の企業に勤めている		⑤ 101人以上		⑤ 51人以上

なお、①～④の要件を満たし、⑤の被保険者数未満の企業に勤めている「短時間労働者」の方は、書面により労使で合意すれば、企業単位で社会保険に加入できます。

＜上記については、「けんぽだより 新年号」にも掲載いたします。＞

【お問い合わせ先】

大阪本部 06-6941-5004〈適用課〉／ 神戸支部 078-221-6100／ 京都支部 075-801-2905